

債権の譲渡制限特約に関する見直し ～周知活動の状況～

2017年12月8日
法務省民事局

債権の譲渡制限特約に関する見直しについて

改正法の内容【新 § 466、466-2、466-3】

■ 資金調達の円滑化を阻害するものと指摘されていた現行法の問題を解消

・譲渡制限特約が付されていても、**債権譲渡の効力は妨げられない**。

■ 弁済の相手方を固定することへの債務者の期待を形を変えて保護

・債務者は、基本的に**譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をもって譲受人に対抗することができる**(免責される)。

→ 債権譲渡がされても、債務者は、従前どおり譲渡人に弁済をすればよく、譲受人に対して弁済をする必要はない。

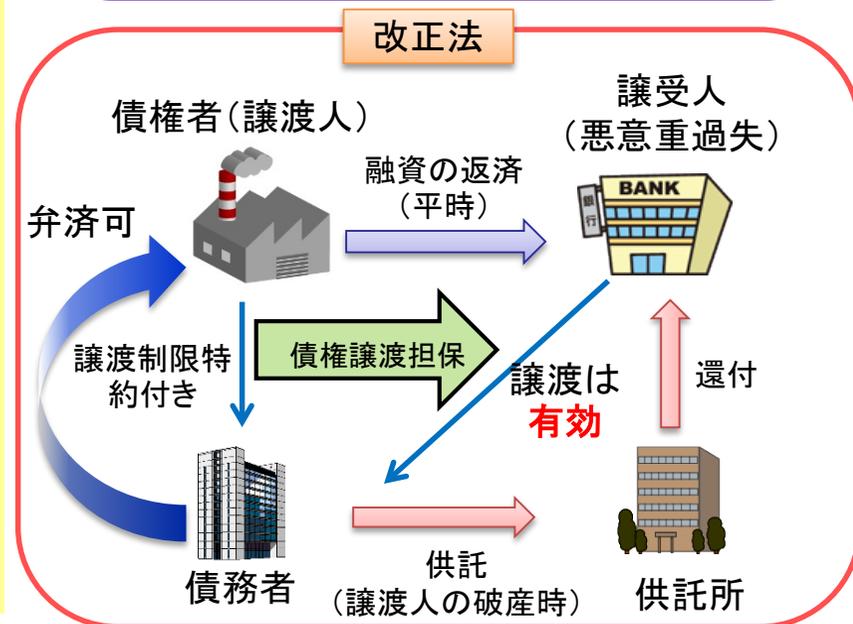
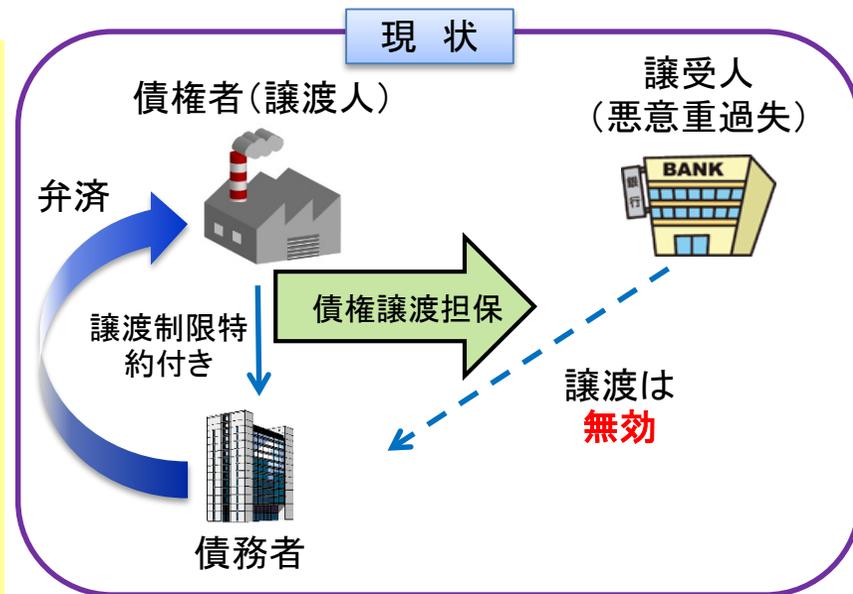
■ 譲受人の保護

・債務者が譲受人から譲渡人への履行の催告を受け、相当の期間内に履行をしないときは、債務者は、譲受人に対して履行をしなければならない。

・譲渡人が破産したときは、譲受人は、債務者に債権の全額に相当する金銭を**供託するよう請求**することができる(譲渡人への弁済は譲受人に対抗できない)。

■ 施行日

・改正法は、**2020年の施行**を予定している。



周知活動の状況

実務上の懸念

譲渡制限特約が付された債権の譲渡が有効であるとしても、債権者・債務者間の特約に違反したことを理由に契約が解除されてしまうのではないか？

→ 法務省においては、**改正法の趣旨や解釈について、改正法の施行までの間、幅広く周知を行っていくことを予定している。**

既に実施した周知活動 ※いずれも次ページの資料を利用

- ・ **法務省ホームページに説明資料を掲載**

- ・ **経済団体向けに説明会を実施**

対象団体：日本商工会議所、全国銀行協会、日本経済団体連合会、日本損害保険協会、生命保険協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会、日本証券業協会、全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会、不動産流通経営協会、信託協会、新経済連盟、日本民営鉄道協会、JR各社、日本旅客船協会、内航海運組合総連合会、日本船主協会、全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー連合会

- ・ **法務省担当者による一般向け・法律家向けの説明会を実施**

開催地：札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇

今後予定している周知活動

- ・ **法務省担当者による解説書を公表**

- ・ **法務省担当者による経済団体向け・一般向け・法律家向けの説明会を更に実施**

債権譲渡に関する見直し(債権の譲渡制限特約)

実務上の懸念

譲渡制限特約が付された債権の譲渡が有効であるとしても、債権者・債務者間の特約に違反したことを理由に契約が解除されてしまうのではないかな？

解除ができるとすると・・・

- 債権譲渡をしたために取引を打ち切られるリスクがある。
 - 譲受人にとっても、解除によって債権が発生しないおそれがあるため、そのような債権を譲り受けるのは困難。
- 資金調達の円滑化につながらないおそれがないかな？

改正法の下での解釈論

改正法では、債務者は、基本的に譲渡人(元の債権者)に対する弁済等をすれば免責されるなど、弁済の相手方を固定することへの債務者の期待は形を変えて保護されている。

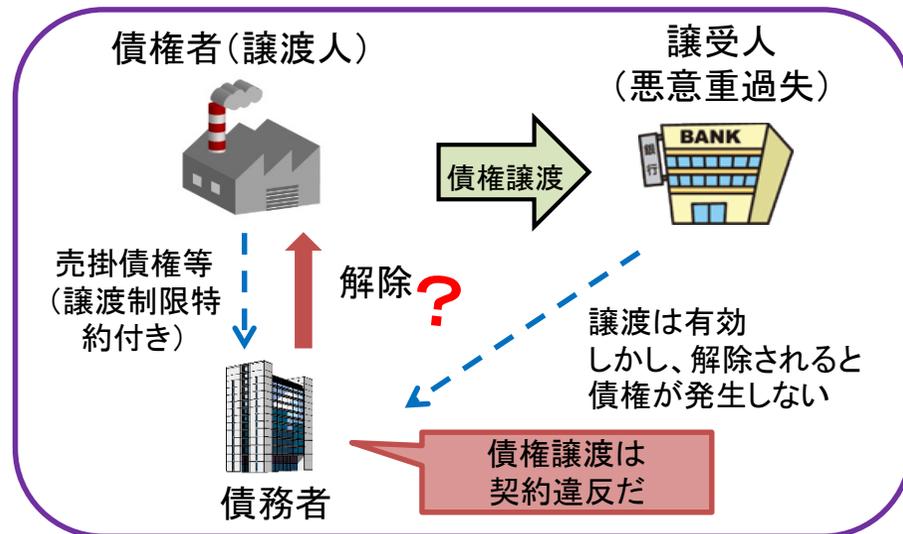
そうすると、以下の解釈ができると考えられる。

- 譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされたときは、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないと見ることができ

→ **そもそも契約違反(債務不履行)にならない。**

- 債権譲渡がされても債務者にとって特段の不利益はない。

取引の打ち切りや解除を行うことは、極めて合理性に乏しく、**権利濫用等に当たりうる。**



債権譲渡は契約違反(債務不履行)になるかな？

なる

解除権の行使は権利の濫用に当たるかな？

当たる

解除は不可

ならない